

一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）公告共通事項

1 入札に参加できるものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものでないこと。
- (2) 美咲町建設工事請負契約競争入札参加資格審査要領（平成 17 年訓令第 68 号。以下「審査要領」という。）第 7 条の規定により入札参加資格を有すると認められるものであること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、日本国内の地方公共団体から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、日本国内の地方公共団体から建設工事等暴力団対策会議運営要領等の指名除外を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 225 号）第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 岡山県電子入札共同利用システムで利用可能な電子証明書を取得し、同システムの利用者登録が完了していること。

2 入札参加資格確認申請書等

- (1) 入札参加資格確認申請に係る書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。
 - ① 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - ② 施行実績調書（様式第 2 号）
 - ③ 配置予定技術者等調書（様式第 3 号）
 - ④ 資格確認書（様式第 4 号）
 - ⑤ 関係書類（別添「一般競争入札（条件付）公告」（以下「別添公告」という。）の条件を満たすことを証明する書類）
- (2) 申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

申請書等は、別添公告で示す方法により入札担当課に提出すること。

3 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において、美咲町が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加申請

を行っている技術者を配置予定技術者とすることはできない。また、美咲町が入札公告を行った専任工事に配置する予定の技術者を、その工事の落札決定があるまでは、美咲町以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。

- (2) 専任工事（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるもの及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第65号）第2条の規定により議会の議決を経なければならない契約に係る工事（以下「議会案件工事」という。）を除く。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美咲町が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。
- (3) 入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事（専任工事に限る。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美咲町が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事及び議会案件工事の入札を除く。
- (4) 議会案件工事においては、入札参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事請負契約に係る町議会の議決時まで特定すること。
- (5) 美咲町が発注する専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行った場合（(4)の場合（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工において異なる監理技術者等を各1名配置することにより複数の技術者配置となる場合を除く。）を除く。）において、専任工事について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（美咲町が行ったものに限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美咲町が認めるものに限る。）において、同一の技術者を主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札（以下「隣接工事入札」という。）を除く。）は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以下「非専任工事」という。）について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札（美咲町が行ったものに限る。ただし、隣接工事入札を除く。）は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があった工事以外の工事に係る入札（隣接工事入札及び非専任工事で先に落札決定があった場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。）について、直ちに取下書を提出すること（岡山県電子入札共同利用システムによる取下げを含む。）。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。

4 技術資料

技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）は、次のとおりとする。

- ① 技術資料（様式第 2 号）
- ② 関係書類
別添公告 4 (1)の表に掲げる提出様式

5 入札参加資格の確認

(1) 入札執行前に行う基本的な入札参加資格の確認

申請書等のうち 2 (2)①～③に掲げる書類を別添公告で定める期限までに提出した者全員について、次に掲げる基本的な入札参加資格を入札執行前に確認する。

- ① 美咲町建設工事請負契約入札参加資格（本件入札に係る業種に限る。）の有無
- ② 指名停止、指名除外及び営業停止命令の有無
- ③ 業者格付（審査要領第 6 条第 1 項に規定する格付をいう。）

基本的な入札参加資格の確認は、①から③までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。その他の事項については、確認を行わない。

なお、入札参加資格の確認は、(2)に規定する入札執行後に行う入札参加資格の確認をもって確定するものとする。

(2) 入札執行後に行う入札参加資格の確認

開札の結果、予定価格以下の金額での応札があった場合、落札決定を保留し、評価値の高い入札者から順に、この公告及び別添公告に基づく入札参加資格の確認を行う。

なお、美咲町建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成 22 年 7 月告示第 39 号。以下「実施要領」という。）に定める調査基準価格を設定した場合において、入札価格が調査基準価格を下回る応札があったときは、当該応札者は入札終了後、直ちに入札価格の内訳書及び実施要領第 7 条に基づく調査資料を提出するものとし、指定する提出期限までに入札価格の内訳書及び当該調査資料を提出しないものは失格とする。

入札参加資格の確認は、1 (1)から(9)まで及び別添公告の 2 の 1 から 9 までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。その他の事項については、確認を行わない。

6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問は、設計図書等に対する質問・回答書（様式第 5 号）により書面によってのみ受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによる。
- (2) (1)の質問に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

7 入札の執行

- (1) 入札及び開札は、岡山県電子入札共同利用システムにより行う。
- (2) 入札執行回数は、2 回までとする。
- (3) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価

格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力するものとする。

- (4) 調査基準価格を設定した場合において、失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- (5) 落札者がいない場合(低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。)は、入札不調とする。
- (6) 実施要領に定める調査基準価格を設定した場合において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合の落札者の決定は、同要領による。入札に際しては、あらかじめ入札価格の内訳書を作成しておくこととし、契約担当課から入札価格の内訳書の提出の指示があった場合には、指定の時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。また、提出された入札価格の内訳書の金額の合計(消費税額及び地方消費税の額を除く。)と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) この公告及び別添公告で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等及び技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 技術資料等を提出していない者のした入札
- (4) この公告及び別添公告において示した条件に違反した入札
- (5) 美咲町財務規則(平成17年規則第43号)第98条各号に掲げる入札

9 一般競争入札(条件付)(総合評価落札方式)に関する事項

- (1) 技術資料に関する評価項目は、次のとおりとする。
 - ① 企業の施工実績
 - ② 配置予定技術者の能力
 - ③ 企業の体制
 - ④ 地域貢献
- (2) 技術資料の内容、一般競争入札(条件付)(総合評価落札方式)の方法及び実施手続については、別添公告で示す。

10 無資格者への理由説明

- (1) 入札執行後に行う入札参加資格の確認において、資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、その理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

11 落札者とならなかった者への理由説明

- (1) 落札者とならなかった者は、契約担当者に対して落札者とならなかった理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

12 入札保証金

美咲町財務規則第 91 条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

13 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、利付国債の提供又は美咲町が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 支払条件

- (1) 前金払 あり（契約金額の 40%以内の額とする。）
 - (2) 中間前金払 あり（契約金額の 20%以内の額とする。）
 - (3) 部分払 あり（請負代金額に応じて支払可能回数が異なるので、契約担当課で確認すること。）
- ※(2)及び(3)については、いずれか一方のみを選択できるものとする。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書（別記様式 2）に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
- (4) 落札者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事の現場代理人として配置しなければならない。
- (5) この公告において、「主任技術者」とは法第 26 条第 1 項に規定する者を、「監理技術者」とは同条第 2 項に規定する者をいう。
- (6) 申請書等及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- (8) 提出された技術資料等は、提出者の承諾を得ることなく技術審査以外の目的では使用しない。
- (9) 提出された申請書等及び技術資料等は、返却しない。
- (10) 提出期限後における申請書等又は技術資料等の差替え及び提出は、認めない。
- (11) 落札者決定後に、技術資料等の評価の結果及び評価値等を公表する。
- (12) 消費税及び地方消費税に関する法律が改正された場合には、その施行内容による。